

平成 27 年度第 3 回

越谷市土地開発公社所有地公売募集要領



越谷市土地開発公社

# 越谷市土地開発公社所有地の公売について

越谷市土地開発公社では、当公社所有地を個人・法人を対象に**住宅用地**として売却することになりました。

今回の対象物件は、千間台東で1件です。

購入を希望する方は、本要領をよくご理解の上、申し込み手続きをお願いします。

## 問い合わせ先

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市土地開発公社(越谷市役所 第二庁舎3階)

電話 048-963-9301 直通

FAX 048-965-8028

## 1. 公売物件

公売物件は次のとおりです。

物件番号	物件の所在地(越谷市)	地目	面積	売却価格
1	千間台東一丁目18番2	宅地	157.92 m <sup>2</sup>	22,890,000 円

※面積は実測の数値

## 2. 申込者の資格

次のいずれかに該当する方は、申し込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する方
- (2) 越谷市土地開発公社の役員および職員
- (3) 本募集要領に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない方
- (4) 越谷市土地開発公社理事長が適当でないと認めた方

## 3. 売買契約にあたって付す条件

(1) 売買契約においては、次の用途に供しない条件を付します。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する接客業務受託営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途

ウ 公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体(本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。)が使用する用途

エ 上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(2) 住宅用地として使用することが土地利用の条件となります。

(3) 売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、上記(1)、(2)に掲げる条件を当該第三者に遵守させなければなりません。

(4) 違約金

前記(1)、(2)の条件に違反した場合、越谷市土地開発公社が定める金額(売却価格の2割)を違約金としてお支払いいただきます。

(5) 買戻し特約

前記(1)、(2)の条件に違反した場合、越谷市土地開発公社は本契約締結日から5年間は、売買物件の買戻しをすることができます(ただし、買戻し特約の登記はしません)。

4. 申込方法等

(1) 申し込みに必要な書類

- |         |   |         |
|---------|---|---------|
| ア 個人の場合 | 公売申込書、※身分証明書、住民票、印鑑証明書                        | 各 1 通   |
| イ 法人の場合 | 公売申込書、現在事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は<br>資格証明書、印鑑証明書、委任状 | } 各 1 通 |
| ウ 共有の場合 | 共有者全てについて、上記アの書類                              |         |

(注1) 「※身分証明書」とは、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。

(注2) 公売申込書に記載された氏名・法人名が、売買契約締結および所有権移転登記の際の名義となります。

(注3) 公売申込書以外の各書類については、発行後 3 カ月以内のものとしします。

(注4) 提出いただいた書類は返還しませんのでご了承願います。

(2) 申込期間

平成 28 年 2 月 8 日(月)から平成 28 年 2 月 12 日(金)まで

※祝祭日を除く

(3) 申込場所

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

越谷市土地開発公社事務局（越谷市役所 第二庁舎 3 階）

(4) 申込方法

必要事項を記入押印のうえ、申し込みに必要な書類を申込期間の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに持参してください。

※正午から午後 1 時を除く。

5. 買受者の決定方法

(1) 申込期間中に申し込みが 1 件の場合は、買受者として決定します。

(2) 申込期間中に申し込みが複数あった場合は、下記の日時および場所にて抽選により買受者を決定します。

6. 抽選の日時および場所等

(1) 日 時：平成 28 年 2 月 15 日(月)午前 9 時より

(2) 場 所：越谷市土地開発公社(越谷市役所 第二庁舎 3 階)

(3) 注意事項：抽選時間にお越しにならない場合は辞退とみなします。

7. 申込期間中に申し込みがない場合の取り扱い

(1) 前記申込期間中に申し込みがない場合は、平成 28 年 2 月 15 日(月)午前 10 時より、越谷市土地開発公社にて先着順で申し込みを受け付けし、買受者を決定します。

(2) 先着順での申込受付期間は、平成 28 年 2 月 17 日(水)午後 5 時 15 分までです。

8. 売買契約の締結等

(1) 買受者には、契約に必要な書類をお渡しします。

(2) 買受者は、買受決定日を含めて 7 日以内(土、日および祝祭日を除く)に売買契約を締結する必要があります。期限までに未締結の場合には、買受は無効となります。

- (3) 売買契約の締結は、公売申込書に記載された名義で行います。
- (4) 売買契約締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上(1 円未満切上げ)の契約保証金を越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座に振り込んでいただきます。

なお、振込手数料は買受者の負担とし、この契約保証金は売買代金に充当します。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

- (5) 売買代金の分割納付はできません。

## 9. 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金と契約保証金との差額を、越谷市土地開発公社が指定する金融機関の口座に、契約締結の日を含めて 20 日以内に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は買受者の負担とします。
- (2) 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、越谷市土地開発公社に帰属することになりますのでご注意ください。

## 10. 所有権の移転手続き等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、現状有姿で引き渡すものとします。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に越谷市土地開発公社が行います。
- (3) 所有権の移転登記は、公売申込書に記載された名義で行います。
- (4) 売買契約書(越谷市土地開発公社保有用のもの 1 部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。
- (5) 土壌調査については、行っておりません。
- (6) 実測面積と公簿面積が異なりますが、土地地積更正登記は行わないのでご了承ください。

(7) 引渡し後は、周辺環境を配慮し、住宅用地として土地を利用してください。

(8) 敷地内および周辺に電柱やごみ集積所等がある際、その移転等の問題が発生しても、  
越谷市土地開発公社は関与しません。

※現地説明会は開催しません。現地を必ず確認の上、申し込みしてください。

<メモ>



# 物件調書

物件番号 1

所在地	越谷市千間台東一丁目18番2				売却 価格	22,890,000円	
地積	(公簿)	158.59	m <sup>2</sup>	地目	宅地	形状	整形地
	(実測)	157.92	m <sup>2</sup>				
道路と敷地の関係	間口約15.9mで奥行き約9.1mの整形地で、西側道路6m及び南側道路4.85mの市道と同じ高さで接面している。						
都市計画法等の制限	市街化区域			用途地域	第二種住居地域		
	建ぺい率	60	%	容積率	200 %		
	防火地域	—		高度地区	—		
	外壁後退距離	—		その他制限	—		
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容				
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問い合わせ先)				電話番号
	上水道	可	越谷・松伏水道企業団				048 - 966 - 3931
	下水道	済	越谷市建設部下水道課				048 - 963 - 9206
	電気	可	東京電力株式会社(川口支社)				0120 - 995 - 442
	都市ガス	可	東彩ガス株式会社				0120 - 78 - 1031
交通機関	鉄道	東武スカイツリーライン「せんげん台駅」南方 約0.3km(直線距離)、徒歩約4分					
	バス	茨急バス せんげん台駅～大正大学入口 他5路線「せんげん台駅」下車 徒歩4分 ジャパンタローズ せんげん台駅東口～越谷市立病院 「せんげん台駅」下車 徒歩4分					
公共施設 <small>(現地からの直線距離)</small>	市役所	越谷市役所	約 4.9 km	小学校	桜井小学校	約 1.0 km	
	中学校	北中学校	約 0.5 km	警察署	越谷警察署	約 4.8 km	
	消防署	間久里分署	約 0.8 km	郵便局	千間台東郵便局	約 0.5 km	
参 考 事 項	*供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。						
	*敷地内に汚水枡が1か所設置されています。						
	*敷地内に電柱があります。						
	*敷地内にコンクリート製品があります。(当公社での撤去及びその費用負担等はありません。)						
	*隣地より越境物があります。(当公社での撤去及びその費用負担等はありません。)						

案内図



現況図

